

市町村コード 303615	和歌山県	湯浅町
都道府県	和歌山県	湯浅町
市町村	和歌山県	湯浅町
法人町民税領収済通知書	湯浅町会計管理者	00930-2-960281

所在地及び法人名 （法人課税債信に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税額については、法人課税債信の名称を併記）	湯浅町会計管理者
事業年度又は連結事業年度	申 告 区 分
年 月 日	申 告 区 分
法人税割額 01	均等割額 02
延滞金 03	督促手数料 04
合計額 05	

納期限	年月日	領 収 日 付 印
指定金融機関 （取りまとめ店）	受付店→ 紀陽銀行湯浅支店	
取りまとめ局	〒539-8794 大阪府金事務所センター	

上記のとおり通知します。（市町村取管）

市町村コード 303615	和歌山県	湯浅町
都道府県	和歌山県	湯浅町
市町村	和歌山県	湯浅町
法人町民税納付書	湯浅町会計管理者	00930-2-960281

所在地及び法人名 （法人課税債信に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税額については、法人課税債信の名称を併記）	湯浅町会計管理者
事業年度又は連結事業年度	申 告 区 分
年 月 日	申 告 区 分
法人税割額 01	均等割額 02
延滞金 03	督促手数料 04
合計額 05	

納期限	年月日	領 収 日 付 印
日 計	円	

上記のとおり納付します。（金融機関
又は郵便局取管）

市町村コード 303615	和歌山県	湯浅町
都道府県	和歌山県	湯浅町
市町村	和歌山県	湯浅町
法人町民税領収証書	湯浅町会計管理者	00930-2-960281

所在地及び法人名 （法人課税債信に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税額については、法人課税債信の名称を併記）	湯浅町会計管理者
事業年度又は連結事業年度	申 告 区 分
年 月 日	申 告 区 分
法人税割額 01	均等割額 02
延滞金 03	督促手数料 04
合計額 05	

納期限	年月日	領 収 日 付 印
-----	-----	-----------

上記のとおり領収しました。（納税者取管）

◎この納付書は、3枚1組となっており、必ず提出してください。

◎納付場所
湯浅町役場

湯浅町指定金融機関
・紀陽銀行 本・支店

湯浅町収納代理金融機関

- ・ありだ農業協同組合 湯浅支所
- ・近畿労働金庫 有田支店
- ・きのくに信用金庫 本・支店
- ・和歌山県信用漁業協同組合連合会 有田支店
- ・郵便局・ゆうちょ銀行（近畿2府4県）

本状の到達前に、既に納付済の場合は、事務整理上の行違いです。ご落款ください。

◎延滞金・督促手数料について

- ・納期限までに納付されなかった場合は、督促手数料および延滞金を加算して納付しなければなりません。督促手数料は、督促状が發送されてから納付する場合は、1通につき100円が加算されます。延滞金は、納期限の翌日から納付するまでの日数に応じ、地方税法もしくは湯浅町税条例に基づき額が加算されます。
- ・納期限までに税金を完納しないため、督促を受けかつその督促状を發行した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては滞納処分（財産の差押え等）を受けることとなります。

◎納税証明が必要な方へ

納税証明書がすぐに必要な方は、支払われた税金が湯浅町に入金されるまでに日数を要しますので、金融機関領収印済みの領収証書を湯浅町までお持ちください。

◎お願い

住所を変更されたとき、または氏名等に漢字の誤りがあった場合は、至急下記までご連絡ください。

〒643-0002

和歌山県有田郡湯浅町大字青木
668番地1

湯浅町役場 住民生活課 税務係
TEL: 0737-64-1106 (税務係直通)